平成２８年（フ）第１９３３号
名古屋市西区中小田井２丁目441番地　第二坂井マンション107号、住民票上の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘301号
債務者　松山まゆみ
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３号
栃木県宇都宮市石井町2563番地22、前住所栃木県宇都宮市平出町3527番地２
債務者　高間舘良穂
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８６号
栃木県宇都宮市中里町3005番地５　レインボービュー101号室、前住所栃木県宇都宮市石井町2862番地11　エクセレント202号室
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４号
岡山市東区西大寺中野６番地49
債務者　奥田　雅典
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１７号
東京都府中市北山町３丁目20番地の１北山ヴィレッジＢ２
債務者　豊川　　真
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９号
東京都町田市つくし野４丁目34番地６
債務者　松尾　保彦
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０号
東京都町田市つくし野４丁目34番地６
債務者　松尾　静香
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０２号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目18番１―102号コーポ丸安
債務者　宮城　　勝
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２０５号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目11番２―202号コーポいなみ
債務者　東恩納共子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２号
栃木県栃木市城内町２丁目26番13号　エトワール弐番街壱号館201、従前の住所栃木県栃木市城内町２丁目35番14号　メゾンド・ベール103号
債務者　青山　康子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５１８号
静岡県袋井市豊沢867番地の１　コテージグロースターＡ　103号室
債務者　村松　奈美
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５３７号
静岡県浜松市東区下石田町960番地の２
債務者　石川　勝男
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２７４９号
横浜市神奈川区三ツ沢中町17番１号
債務者　畑中世津子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８号
横浜市都筑区大熊町209番地２　シャン・ド・フルールＣ棟
債務者　江連　隆道
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９号
横浜市都筑区大熊町209番地２　シャン・ド・フルールＣ棟
債務者　江連めぐみ
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部